

## 「鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項」

### 第1条（適用）

1. この特記事項は、鳥取県県土整備部の実施する土木工事の施工に適用し、鳥取県土木工事共通仕様書に優先するものとする。

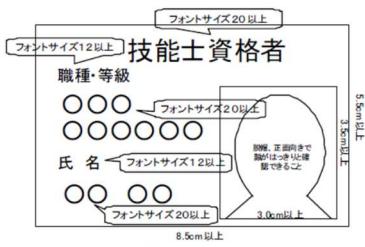
2. この特記事項に定める県土整備部長通知については、調達公告時点で最新の通知によること。

### 第2条（鳥取県土木工事共通仕様書に対する訂正又は追加仕様事項）

鳥取県土木工事共通仕様書に対する訂正又は追加仕様事項は下記のとおりとする。

#### 【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編章節条	項目以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-1 適用	2	仕様書の適用	追加	工事の契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」とし、調達公告日時点で最新の仕様書( <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htm</a> )によること。
		優先事項	追加	特記事項及び鳥取県土木工事共通仕様書に定めない事項については各種関係示方書等によるものとする。
			追加	設計図書中に記号で表示された構造物については、国土交通省制定「土木構造物標準設計図集」、または鳥取県県土整備部制定「小構造物標準設計図集」により施工するものとする。
1-1-1-2 用語の定義	10	特記仕様書	追加	設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
		書面	追加	緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
		工事関係書類	追加	受注者は、工事関係書類の作成に当たっては、別紙「工事関係書類一覧表」を参考に作成するものとする。
1-1-1-3 設計図書の照査等	34	溶接種別の確認等	追加	受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）における設計図書の照査にあたっては、（一社）建設コンサルタント協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止について（要請書）」（平成27年12月25日付）を踏まえて実施すること。なお、（一社）建設コンサルタント協会あて文書については以下のウェブページを参照すること。 ウェブページアドレス： <a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/pdf/yosetsu_20151225.pdf">http://www.cgr.mlit.go.jp/pdf/yosetsu_20151225.pdf</a>
		一般事項	追加	準備工事については、施工計画書の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することが出来るものとする。
			追加	受注者は、次の事項を追加して記載しなければならない。 ・現場環境改善等の実施内容
1-1-1-4 施工計画書	1		追加	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。 ① 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。 ② 受注者は、①によりメール送信された「登録のためのお願い」について監督員から確認を受ける。 ③ 「登録内容確認書」については、コリンズから監督員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。
			追加	
			追加	
1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録			追加	
			追加	
			追加	

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-6 監督員		監督補助員 技能士	追加 追加 追加	<p>受注者は、土木工事共通仕様書 1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とする。</p> <p>受注者は、土木工事共通仕様書 1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録に定める、「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、テクリス (TECRIS) 番号を登録すること。</p> <p>受注者は、監督補助員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 監督補助員が監督員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、監督補助員は、契約書第 9 条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。</p> <p>(2) 監督員から受注者に対する指示又は、通知等を監督補助員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は、通知等があったものと同等である。</p> <p>(3) (3) 監督員の指示により、受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、監督補助員を通じて行うことができるものとする。</p> <p>本特記事項で現場常駐を義務付けている技能士（型枠施工技能士、鉄筋施工技能士、さく井技能士 等）を配置する場合は、その旨を施工計画書に記載するとともに、作業前日までに、技能士の氏名、職種、等級、予定作業期間を技能士合格書と顔写真の写し（縮小可）を添付の上、監督員に報告すること。ただし、「鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領」（平成 21 年 6 月 3 日付第 200800165845 号県土整備部長通知）に基づき現場常駐を確認する場合は除く。</p> <p>報告内容に変更が生じた場合は作業着手前に変更内容を監督員に報告すること。ただし、病気等により報告した技能士を従事させることができない場合は、監督員にあらかじめ口頭で協議して、他の技能士に代えることができる。この場合においては、後日速やかに文書で協議の上、報告すること。</p> <p>また、技能士は、現場内において、職種、等級、氏名及び顔写真の記載された名札を体のよく見える位置に常に付けなければならない。</p> <p>名札については以下「技能士 名札作成図」により作成すること。なお、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</p> 
1-1-1-9 工事の下請負			追加	1 件 500 万円以上の下請工事については、建設業許可を有する者に請負わせること。
		消費税及び 地方消費税 の適正転嫁 等について	追加	下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-13 調査・試験に対する協力	4	下請関係の適正化について	追加	<p>1. 工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」(平成 26 年 10 月 3 第 201400102617 号県土整備部長通知)の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。</p> <p>2. 「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」(平成 19 年 8 月 15 日付 200700071998 号県土整備部長通知)第 5 条に規定する低入基準価格を下回る額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から 20 日以内に発注者へ提出しなければならない。</p> <p>3. 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。</p> <p>4. 工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」(平成 16 年 3 月 11 日付管第 2311 号鳥取県県土整備部長通知)に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。</p> <p>また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。</p> <p>5. 建設業退職金共済制度への加入等</p> <p>(1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。</p> <p>(3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。</p>
		施工合理化調査等	追加	<p>受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、監督員が調査の方法等を指示するので、それに従い、調査票等を提出しなければならない。工期経過後でなければ資料がとりまとまらない場合は、速やかにとりまとめて提出すること。</p> <p>対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>なお施工合理化調査とは、土木工事における労務、材料、機械の運転時間等の所要量等の施工の実態を把握し、土木工事標準歩掛に反映するための調査である。</p>
		その他調査	追加	受注者は、当該工事が発注者の実施する各種調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-14 ～ 1-1-1-16		設計変更ガイダンス等の遵守義務づけについて  契約方式について  契約内容の変更手続きの書面化の徹底	追加  追加  追加	設計変更等については、工事請負契約書第18条～第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-14～1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイダンス等について」(平成30年3月7日付第201700291931号県土整備部長通知)によることとする。  本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。  工事請負契約書第19条(設計図書の変更)の規定に基づく、設計図書の変更・工期若しくは請負代金の変更は、発注者又は受注者から書面による指示又は協議を交わしたもののみを対象とする。これ以外の口頭によるもの、署名・押印のないもの等は変更契約の対象としない。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。
1-1-1-15 設計図書の変更				
1-1-1-19 建設副産物				
1-1-1-21 工事完成検査				
1-1-1-24 施工管理	3	標示板の設置	追加	受注者は、舗装切断作業の際、施工機械から発生する廃棄物について、適正に処理すること。  建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」(平成14年6月25日付管第675号県土整備部長通知)に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。  受注者は、受注者若しくはその代理人または現場代理人及び主任技術者または監理技術者の立会いのうえ完成検査を受けなければならない。
	8		追加	「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」工事(実施期間:令和3年度～令和7年度)については、標示板の工事種類について「国土強靭化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。なお、標記内容については図1-1-1を参考とすること。
				 <p>図1-1-1 標示板の例</p>
				デジタル工事写真的小黒板情報電子化について  デジタル工事写真的小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真的小黒板情報電子化を行うことができる。また、小黒板情報電子化を実施しない工事写真については、監督員の承諾を得ることとし、対象工事では、以下の(1)から(4)の全てを実施することとする。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
				<p>(1) 対象機器の導入  受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」  (URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。  なお、使用機器の事例を以下に示す。</p> <p>【使用機器の事例】  デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、  （一社）施工管理ソフトウェア産業協会、  &lt;<a href="https://www.jcomsia.org/kokuban">https://www.jcomsia.org/kokuban</a>&gt;。  ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>(2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入  受注者は、(1) の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。  ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>(3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い  本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、(2) に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>(4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品  受注者は、(2) に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。  また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。</p> <p>【チェックツールの事例】  信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、  &lt;<a href="https://www.jcomsia.org/kokuban">https://www.jcomsia.org/kokuban</a>&gt;。  ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p>
1-1-1-25 履行報告			追加	<p>工事履行報告書の提出時期について  受注者は、工事履行報告書を翌月の土日祝日を除く原則5日以内に監督員に提出しなければならない。</p>
1-1-1-27 工事中の安 全確保			追加	<p>施工の安全確保について  建設工事における施工の安全確保については、かねてよりその徹底を図ってきたところであるが、今後より一層の安全確保を推進するため、受注者は、下記事項についてなお一層の徹底を図らなければならない。</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
				<p>(1) 現場点検及び安全教育については、土木工事共通仕様書及び関係法令(『土木工事安全技術指針』、『労働安全衛生法』等)に基づき、適切な安全管理を図らなければならない。</p> <p>(2) 安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し、施工時にはこれを遵守するものとする。</p> <p>(3) 安全巡視については、工事区域はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その工事に適した巡視項目とし、処置内容等を記録するものとする。</p> <p>また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。</p>
		ダンプトラック等による運搬について	追加	<p>1. 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。</p> <p>2. 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。</p>
		労働安全衛生の確保について	追加	労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」(平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知)に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。
		建設工事における公益占用物件等への事故防止対策	追加	<p>受注者は、建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等による接触・切断事故の防止のため、現場出入り口および架空線前後にゲートによる高さ制限、及び高さ明示の措置を行うものとする。</p> <p>ただし、維持、保守工事等の現場作業が点在し、一時的な工事においてはこの限りではない。</p>
			追加	<p>建設工事における公益占用物件等への事故対策 受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。</p> <p>(1) 「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出 受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で提出すること。 また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。 なお、「事前調査結果報告書」および「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること。</p> <p>※ 公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・NTT・河川及び道路管理者(既存河川及び道路に影響する場合)・その他受注者において公益占用物件の有無を確認する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者(又は監理技術者(情報収集を目的として))を対象とする。</p> <p>(2) 公益占用物件所有者との調整 受注者は、上空占用物件等への近接施工を行う場合は、公益占用物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-31 環境対策	6	UAV 等を使用する際の安全面への配慮について 排出ガス対策建設機械 アイドリングストップの実施 建設資機材の使用について	追加 追加 追加 追加	<p>また、埋設占用物件等の場合は、以下のとおりとする。</p> <p>①調査箇所及び調査方法について、監督員と協議すること。</p> <p>②埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>③試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。</p> <p>④試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>(3) 監視員の配置 受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。</p> <p>(4) 安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。</p> <p>(5) 点検結果の報告 受注者は、上述④の結果について監督員に報告すること。</p> <p>受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準(案)」(国土地理院・令和5年6月)に基づいて UAV 等を使用すること。</p> <p>自社保有の建設機械を使用する場合において、対象工事において必要となる台数の排出ガス対策型建設機械を受注者が保有していない、または故障等により使用できないとき等は、監督員の承諾を得たうえで、未対策型の建設機械を使用することができるものとする。</p> <p>受注者は、大気環境保全のため、建設機械等を利用する場合には、アイドリングストップの実施に努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事に使用する資材の使用順位は、「県土整備部リサイクル製品使用基準」(令和6年8月21日付第202400130455号県土整備部長通知)<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/123820.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/123820.htm</a>の第2項によること。</li> <li>県外産資材を使用する場合の取り扱い <ol style="list-style-type: none"> <li>県外産資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者(以下「県内販売業者」という。)から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。</li> <li>建設機械の使用について <ol style="list-style-type: none"> <li>施工現場及びその周辺の環境改善を図るために、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。</li> <li>工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等(以下「不正軽油」という。)を使用しないこと。           <p>また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。</p> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
1-1-1-33 交通安全管理		交通誘導員の配置	追加	受注者は、自動車専用道路または警備業法(昭和47年法律第117号)により都道府県公安委員会が危険を防止するため必要と認める道路において交通誘導を行う場合には、その場所ごとに交通誘導員のうち1人以上は1級または2級検定合格警備員を配置しなければならない。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-35 諸法令の遵守		法令等の遵守について	追加	<p>1. 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。</p> <p>2. 建設業からの暴力団排除の徹底について</p> <p>(1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。</p> <p>(2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。</p> <p>(3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。</p> <p>3. 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。</p>

### 【第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-3-2 適用すべき 諸基準	2	許容塩化 物量	追加	<p>(4) コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲 コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート (鉄筋で補強されたものは除く)</p> <p>【2】舗装コンクリート (鉄筋やP C鋼材で補強されたものは除く)</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物（小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物）</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>
1-3-3 レディーミク ストコンクリ ート		コンクリ ートの耐 久性向上 施策	追加	<p>(1) コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲 コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート (鉄筋で補強されたものは除く)</p> <p>【2】舗装コンクリート (鉄筋やP C鋼材で補強されたものは除く)</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物（小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物）</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>
1-3-7 鉄筋工		技能士の常 駐	追加	<p>次の工事については、鉄筋組み立て時において、鉄筋施工技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るために作業指導を行うものとする。ただし、無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む）、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、基礎工など、鉄筋組み立てを含む工種一式を県外の専門業者に発注し、その専門業者が技能士を保有していない場合には、監督員に協議のうえ技能士が常駐しないことを承諾する。</p> <p>(工種) 鉄筋コンクリート構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・函渠工</li> <li>・橋台、橋脚</li> <li>・床版工</li> <li>・擁壁工</li> <li>・水門工</li> </ul>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
				・その他設計図書で指定する工種
1-3-8 型枠・支保		技能士の資格要件  技能士の常駐	追加  追加	鉄筋施工技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級鉄筋施工技能士の資格を有するものとする。  次の工事については、型枠設置時において、型枠施工技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。ただし、無筋コンクリート(用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む)、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、型枠・支保取外し時は対象外とする。 (工種) 鉄筋コンクリート構造物 ・函渠工 ・橋台、橋脚 ・床版工 ・擁壁工 ・樋門、樋管 ・水門工 ・その他設計図書で指定する工種
1-3-8-4 取外し	3	技能士の資格要件  型枠穴の補修	追加  追加	型枠施工技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級型枠施工技能士の資格を有するものとする。  型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようすること。 また、モルタル等による型枠穴の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。 型枠穴の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

## 【第2編 材料編 第1章 一般的な事項 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
2-1-2 工事材料の品質		工事材料の使用	追加	受注者は、工事に使用する材料については、契約図書とその外観及び品質規格証明書等を照合して確認するとともに、事前に工事材料使用承諾を提出し、監督員の承諾を得なければならない。 なお、工事材料使用承諾に係る取扱いは、工事材料使用承諾取扱要領(令和5年12月5日付第202300204832号 県土整備部長通知 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm</a> )に従うこと。

## 【第3編 土木工事共通編 第1章 総則 関係】

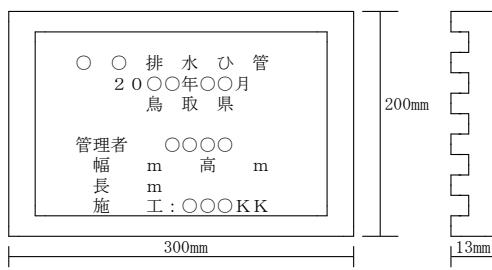
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
3-1-1-7 数量の算出	2		追加	出来形数量の算出にあたっては、中国地方整備局制定「土木工事数量算出要領(案)」によるものとする。

## 【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
3-2-3-1 一般事項		技能士の常駐	追加	次の工事については、施工時にさく井技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) さく井(揚水井、地熱井等)の新設、井戸孔内洗浄等 (2) その他設計図書で指定する工種
3-2-3-18 沈床工	13	技能士の資格要件  吸出し防止材の施工	追加  追加	さく井技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級さく井技能士の資格を有するものとする。  吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
3-2-3-32			追加	表3-2-10、表3-2-12における「JISH0401」表記は、「JISG3547」

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
かごマット工				に読み替える。
3-2-5-3 コンクリート ブロック工		水抜孔の施 工	追加	受注者は、水抜孔の施工について、設計図書に特に定めのない場合は、硬質塩化ビニル管のφ50mm程度の水抜孔を2.0～3.0m <sup>2</sup> に1箇所の割合で設けること。ただし、築堤河道の場合は、河川増水時に堤内地へ逆流する恐れのある位置には設けてはならない。
3-2-5-5 石積(張)工		伸縮目地の 施工	追加	受注者は、伸縮目地の施工にあたり、設計図書に特別の記載が無いかぎり、伸縮目地の間隔は10m以下とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。
3-2-6-3 アスファルト 舗装の材料		水抜孔の施 工	追加	受注者は、水抜孔の施工について、設計図書に特に定めのない場合は、硬質塩化ビニル管のφ50mm程度の水抜孔を2.0～3.0m <sup>2</sup> に1箇所の割合で設けること。ただし、築堤河道の場合は、河川増水時に堤内地へ逆流する恐れのある位置には設けてはならない。
3-2-6-3 アスファルト 舗装の材料		動的安定度	追加	アスファルト混合物の動的安定度は以下の規格に適合するものとする。 密粒度アスコン(改質I型) 500回/mm以上 粗粒度アスコン(改質I型) 3,000回/mm以上 密粒度アスコン(改質II型) 3,000回/mm以上
3-2-17-1 一般事項		技能士の常 駐	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木(ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。)が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事
		技能士の資 格要件	追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。

#### 【第6編 河川編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 6-1-9-4 間詰工	2	吸出し防止 材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
第3章樋門・樋 管 6-3-5 銘板及び標示 板		銘板及び標 示板の設置	追加	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付場所、記載事項を設計図書のとおりに行わなければならぬ。ただし、特に指定のない場合は監督員の指示によらなければならない。
		標示板の材 質	追加	標示板の材質は鋳物用黄銅合金地金(JIS H 2202)を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。  * 板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm
6-3-6-4 間詰工	2	吸出し防止 材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
第4章水門				

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
6-4-7-4 間詰工	2	吸出し防止 材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
6-4-9-1 一般事項		塗装作業者	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
6-4-13-2 橋梁足場工		技能士の資 格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。
第5章堰		技能士の常 駐	追加	つり足場の設置時には、とび技能士が工事現場に常駐し、安全管理及び品質管理の向上を図るための作業指導を行うものとする。
6-5-10-1 一般事項		技能士の資 格要件	追加	とび技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級とび技能士の資格を有するものとする。
第6章排水機 場		塗装作業者	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
6-6-5-8 ブロック床版 工	7	技能士の資 格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。
第7章床止め・ 床固め		吸出し防止 材	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
6-7-4-6 本体工	8	吸出し防止 材の敷設	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
6-7-4-8 水叩工	9	吸出し防止 材の敷設	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
6-7-5-4 本堤工	8	吸出し防止 材の敷設	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
第8章 河川維持		技能士の常 駐	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事
6-8-12-1 一般事項		技能士の資 格要件	追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。
第9章 河川修繕		塗装作業者	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
6-9-8-1 一般事項		技能士の資 格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。

#### 【第7編 河川海岸編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 堤防・護岸 7-1-2 適用すべき 基準		適用すべき 諸基準	追加	本土木工事共通仕様書に特段の定めのないものについて、河川、海岸等の工事においては、国交省監修「港湾工事共通仕様書」を準拠するものとする。

【第8編 砂防編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 砂防堰堤 8-1-8-1 一般事項		施工計画書	追加	受注者は、コンクリート堰堤本体工、側壁工、副堰堤工のコンクリート打設に当り、1回(1日)のコンクリート設高さ及び打設量、打設ブロック割り、打継処理等の事項を記した打設計画を施工計画書へ記載しなければならない。
8-1-8-4 コンクリート 堰堤本体工	4	水平打継目の処理	追加	やむを得ずワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等を行う必要がある場合には、受注者は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
		鉛直打継目の処理	追加	受注者は、鉛直打継目の処理については、コンクリートを打ち継ぐ前に、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等を行わなければならない。ただし、伸縮目地部のチッピングは行わず、旧コンクリート部の清掃を行って、ごみ、苔等を取り除いてから新しいコンクリートを打設するものとする。
8-1-8-6 コンクリート 側壁工	12	吸出し防止 材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
8-1-8-9 コンクリート 堰堤工		水抜き孔の 勾配	追加	受注者は、コンクリート側壁工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合は、2%程度の勾配で設置しなければならない。
		残存型枠 (外壁兼用型) 工	追加	<p>(1) 一般事項</p> <p>① 残存型枠(外壁兼用型)工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。</p> <p>② 残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠は、下記のとおりとする。</p> <p>1) 残存型枠(外壁兼用型)とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。</p> <p>2) 残存化粧型枠(外壁兼用型)とは、残存型枠(外壁兼用型)のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。</p> <p>(2) 材料</p> <p>受注者は、残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出しなければならない。</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項			
				項目	内 容	摘要	
8-1-9-1 一般事項				主要部材	1) モルタル・コンクリート 「共通仕様書」第8編8-1-8-4の本体 コンクリートの品質を損なうもので あってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵してい ること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポ キシ塗装又は同等以上の防錆処理又 は防錆対策が施されているもの。	品質規格証 明書	
				強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強 度を有していること。	公的試験機 関の証明書 又は 公的機関の 試験結果	
				一 体 性	コンクリートと一体化する機能を有し ていること。		
				耐 久 性	1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場 合でも容易に剥落しないこと。 2) 耐凍結融解性を考慮する必要があ る場合は、型枠は耐凍結融解性を有 していること。		
(3) 施工				<p>① 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないよ うにしなければならない。</p> <p>② 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な 支持材の取付をしなければならない。</p> <p>③ 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面 を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込む ように締固めなければならない。</p> <p>④ 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁 を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目 地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければなら ない。</p>			
8-1-11-5 銘板工	塗装作業者	追加		受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士 を工事に従事させなければならない。			
	技能士の資 格要件	追加		塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級 塗装技能士をいう。			
	砂防堰堤の 提銘板	追加		<p>砂防堰堤の銘板工の施工については、設計図書に定めのない 限り、下記の規定による。</p> <p>(1) 堤銘板の材質は、御影石（花崗岩）とし、ダム袖下流側法 面で、道路等から見やすい位置に設置しなければならない。</p> <p>(2) 堤銘板の寸法及び記載事項は下図のとおりとする。</p>			

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第3章 斜面対策 8-3-7-1 一般事項		床固工、谷止工、単独床固工の提銘板	追加	<p>床固工、谷止工、単独床固工の提銘板については、砂防堰堤の提銘板(1)に準ずることとし、提銘板の寸法及び記載事項は下図のとおりとする。</p>
		工事中の観測	追加	<p>施工中、次に掲げる事項を適時観測し、工事記録として記録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スライム、排水色、ハンドルショック等により判定された地質変移点、亀裂及び湧水点は、その位置を孔口よりの距離で表わす。</li> <li>(2) 逸水、湧水量</li> <li>(3) 工事記録は順序正しく柱状図に整理して、工事報告に添付しなければならない。</li> </ul>

### 【第9編 ダム編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 コンクリート ダム 9-1-4-2 原石骨材  9-1-11-2 コンクリート の施工	2	原石採取  施工計画書	追加  追加	<p>(4) 受注者は、原石の採取にあたって、流水及び湧水等がある場合には、設計図書に従い処理しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載する。</p>

### 【第10編 道路編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第2章舗装 10-2-11-1 一般事項		技能士の常駐  技能士の資格要件	追加  追加	<p>次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工</li> <li>(2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事</li> </ul> <p>造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。</p>
第4章 鋼橋上部 10-4-6-1 一般事項		塗装作業者  技能士の資格要件	追加  追加	<p>受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。</p> <p>塗装技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士の資格を有するものとする。</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
10-4-8-3 落橋防止装置工			追加	<p>(1) 土木工事共通仕様書「3-2-12-3 枠製作工」に準ずる。</p> <p>(2) 溶接検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記すること。</li> <li>② 受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うこと。</li> <li>③ 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。 なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</li> <li>④ 落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うこと。</li> </ul> <p>(3) 溶接施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。 なお、当該分野について ISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</li> <li>② 受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</li> <li>③ 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社及び検査会社として使用する場合、当該分野について ISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合でも、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。なお、不正行為を働いた会社とは、以下 URL に「国土交通省発注工事において、品質確保の措置を実施する会社」として記載のある者である。 ウェブページアドレス： <a href="http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html">http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html</a></li> </ul> <p>(4) 発注者による非破壊試験検査</p> <p>発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する場合がある。</p> <p>受注者は、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果を速やかに監督員に報告すること。塗装等の実施については監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告すること。</p> <p>なお、検査、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>(5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載すること。</p> <p>また、受注者は製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認すること。</p> <p>(6) 上記（1）～（5）は「耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等（落橋防止装置、変位制限装置）の製作を伴う工事」を対象とする。</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第 14 章 道路維持 10-14-17-1 一般事項		塗装作業者  技能士の資格要件	追加  追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。  塗装技能士とは、職業能力開発促進法による 1 級または 2 級塗装技能士をいう。
10-14-21-1 一般事項		技能士の常駐	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事
第 16 章 道路修繕 10-16-11-1 一般事項		技能士の資格要件  技能士の常駐	追加  追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による 1 級または 2 級造園技能士の資格を有するものとする。  次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事
10-16-19-1 一般事項		技能士の資格要件  アンカーボルトの挿入に伴いコンクリート削孔を行う場合	追加  追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による 1 級または 2 級造園技能士の資格を有するものとする。  受注者は、アンカーボルトの挿入に伴いコンクリート削孔を行う場合、あらかじめ、該当箇所について鉄筋探査器による既設橋台・橋脚の配筋状況を確認のうえ、既存鉄筋を切断することがないよう努めるとともに、削孔に先立ち監督員にその配筋状況を報告しなければならない。
10-16-25-1 一般事項		塗装作業者  技能士の資格要件	追加  追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。  塗装技能士とは、職業能力開発促進法による 1 級または 2 級塗装技能士をいう。

### 【第 11 編 公園緑地編 第 2 章 植栽 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
11-2-3 植栽工		造園技能士  技能士の資格要件	追加  追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事  造園技能士は、職業能力開発促進法による 1 級または 2 級造園技能士の資格を有するものとする。